

## 弊社タクシードライバーの飲酒運転に関するお詫び

令和4年5月26日未明、熊本市中央区内において、弊社（富士タクシー営業所）タクシードライバーが勤務中に飲酒運転で検挙されるという事案（以下「本件」といいます）が発生致しました。

あってはならない事態を発生させてしまい、心よりお詫び申し上げます。また、社会をお騒がせ致しました事、重ねて深くお詫び申し上げます。

弊社としては、飲酒運転が起きないようにタクシードライバーに対して乗車前のアルコール検査を義務付けるなどしていましたが、それでも、タクシードライバーによるアルコール検査後の飲酒によって、本件が発生してしまいました。

本件の発生をうけて、社内において本件のようなことが発生することが無いように通知文を配布するなどの対応をとるとともに、「飲酒運転撲滅」についての全社員研修を実施しました。

また、この度の行為はあってはならないことだと重く受け止め、本件を発生させたタクシードライバーにつきましては、当日付けで懲戒解雇処分としました。

弊社は、お客様の安全安心なご移動をお手伝いすることはもちろん、お客様の思い出づくりなどをお手伝いしたいと考えております。

このような弊社の初心に立ち返って、今後、二度と、本件のようなことが発生することが無いよう、今後も、全社員に対し、徹底した教育・指導を実施すると共に、法令順守に基づいた社内環境強化を図ってまいります。また、細心の注意をはらい再発防止に取り組んでまいります。

多くの皆様に多大なるご迷惑ご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。